

長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格に関する取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、長野県の調達する製造の請負、物件の買入れ及びその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負並びに委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）について定めた「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」（平成30年11月8日長野県告示第588号）の取扱いに関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第2 競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当しない者とする。ただし、業者以外の者又は物件の売払いの入札に参加する者の資格については、財務規則第2条に規定する予算執行者（以下「予算執行者」という。）が競争入札の条件として別に定めるところによる。

- (1) 施行令第167条の4第1項第1号から第3号に掲げる者
- (2) 施行令第167条の4第2項第1号から第7号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過しない者
- (3) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 法人にあつては「都道府県税」及び「消費税及び地方消費税」、個人にあつては「都道府県税」、「消費税及び地方消費税」及び「個人住民税（個人の市町村・県民税）」を滞納している者
- (5) 営業に関し許可又は認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者
- (7) 申請日現在において、労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者は除く。）

（競争入札参加資格審査の実施）

第3 競争入札参加資格は、3年に1回、定期の審査（以下「定期審査」という。）を行う。

- 2 定期審査を希望する者の申請を受け付ける期間、申請方法等については、長野県公式ホームページに掲載するとともに、県報に公告する。
- 3 定期審査の受付期間後に競争入札参加資格の申請があった場合は、随時、審査を行うものとする。

(競争入札参加資格審査の基準)

第4 競争入札参加資格は、次に掲げる事項の審査により付与した数値の総計（以下「総合審査数値」という。）に基づき、別表第1に定めるA、B、Cの3等級に区分する。

ただし、第7号については、長野県に本店を有する業者に限り、審査・評価を行う項目（以下「信州企業評価項目」という。）とする。

- (1) 競争入札参加資格の申請をする日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度又は前々事業年度のいずれかの決算における売上高
 - (2) 前号の売上高と同一の事業年度の決算における純資産の額
 - (3) 申請日までの営業年数
 - (4) 申請日における事業に従事する従業員の数
 - (5) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における流動比率
 - (6) 第1号の売上高と同一の事業年度の決算における製造設備の額。ただし、製造の請負の資格を申請する業者に限る。
 - (7) 申請日における次の状況（信州企業評価項目）
 - ア 品質確保の状況
 - イ 環境配慮の状況
 - ウ 障がい者の雇用の状況
 - エ 労働環境の状況
 - オ 地域貢献の状況
 - カ SDGsの取組の状況
- 2 審査項目ごとの付与数値は、別表第2に定める審査基準によるものとする。
- 3 等級の区分は、別表第3に定める総合審査数値の基準により契約の種類ごとに行う。契約の種類ごとの営業品目は、別表第4に定める。

(競争入札参加資格審査の申請)

第5 競争入札参加資格の申請をする者（以下「申請者」という。）は、競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）、個人にあつては身分証明書及び後見登記等に係る登記事項証明書
- (2) 印鑑証明書
- (3) 労働保険に関する確認書類
 - ア 加入義務がある場合
申請日直近の、労働保険の加入が確認できる書類
 - イ 加入義務がない場合
社会保険に加入義務がないことについての申出書及び加入義務がないことがわかる書類
- (4) 厚生年金・健康保険に関する確認書類
 - ア 加入義務がある場合
申請日直近の、社会保険の加入が確認できる書類
 - イ 加入義務がない場合
社会保険に加入義務がないことについての申出書及び加入義務がないことがわかる書類

- (5) 県税等の証明書
- ア 都道府県税につき未納の額がないことの証明書
長野県内に本店又は営業所等がある場合は、長野県税につき未納がないことの証明書、本店が長野県外にあって長野県内に営業所等がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納の額がないことの証明書
- イ 消費税及び地方消費税につき未納税額のないことの証明書
- ウ 長野県内に住民登録のある個人にあっては、個人住民税（個人の市町村・県民税）につき未納の額がないことの証明書
- (6) 決算書
- (7) 法令に基づいて得た営業許可・認可等の証明書
- (8) 代理人選任届
支店、営業所等に長野県との取引上の権限を委任する場合に提出
- (9) 営業所・代理人等一覧表
長野県内に営業所等がある場合は、所在地の確認ができる書類を添付
- (10) 誓約書
- (11) リース残高が確認できる書類
製造設備類にリース契約によるものを記載した場合に提出
- 2 長野県内に本店を有し、第4第7号の審査による加点を希望する申請者は、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
- (1) IS09000 シリーズの認証
- (2) IS014000 シリーズの認証又はエコアクション 21 若しくは地域版環境プログラム（南信州いいむす 21 等）の認証
- (3) 障がい者の雇用状況が確認できる書類（ア又はイどちらか）
ア 申請日直前の6月1日現在で公共職業安定所に報告した障害者雇用状況報告書
障がい者の法定雇用率を達成している場合に提出
イ 障がい者雇用状況調書
雇用義務がない業者が障がい者を雇用している場合に提出
- (4) 労働局に受理された一般事業主行動計画策定・変更届及び就業規則（次世代育成支援対策推進法関係）
従業員 100 人以下で次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、かつ、育児・介護休業法に基づく休暇等制度が就業規則に規定されている場合に提出
- (5) 「社員の子育て応援宣言！」の登録証
- (6) 公的機関が発行した育児又は介護休業取得が確認できる書類等（育児・介護休業給付金関連等）若しくは、「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証
申請日直前4年間に育児又は介護休業を20日以上取得した実績がある場合（平成26年10月1日以降は、就業している日数が各給付金支給単位期間（1ヶ月ごとの期間）ごとに10日（10日を超える場合は就業していると認められる時間が80時間）以下である場合）若しくは「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証を受けている場合に提出
- (7) 労働局に受理された一般事業主行動計画策定・変更届（女性活躍推進法関係）
従業員 100 人以下で女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に提出
- (8) 消防団協力事業所表示証
- (9) 長野県SDGs推進企業登録証

(申請書類の提出方法)

第6 申請者は、定期審査のため第5に掲げる申請書類を以下のいずれかにより提出するものとする。

- (1) 県庁会計局契約・検査課への持参又は郵送
 - (2) 会計局現地機関(会計センター又は会計センター分室)への持参
- 2 定期審査の受付期間後に提出する場合は、前項に関わらず、契約・検査課への持参又は郵送とする。

(会計センターにおける申請書類の取扱い)

第7 会計センター所長及び会計センター分室長は、第6第1項により申請者から提出を受けた申請書類を、契約・検査課長あてに提出するものとする。

(審査結果の登録、通知等)

第8 知事は、提出された申請書類により審査し、競争入札参加資格を認定したときは、競争入札参加資格者登録名簿(様式第2号)に登録するとともに、申請者に登録した旨と付与した等級を競争入札参加資格登録通知書(様式第3号)により通知する。

- 2 登録した業者名は、県ホームページで公表する。

(競争入札参加資格の有効期間)

第9 競争入札参加資格の有効期間は、当該資格の登録日から次期の定期審査による競争入札参加資格の登録日の前日までとする。

- 2 資格登録された者のうち、等級区分の上昇が見込まれる者については、1年ごとに申請により再審査及び等級区分の再付与を行う。
- 3 再審査を希望する者の申請を受付ける期間、申請方法等については、県ホームページに掲載するものとする。

(申請書記載事項の変更届)

第10 第8の規定による競争入札参加資格者登録名簿に登録された者(以下、「競争入札参加資格者」という。)は、提出した申請書における次に掲げる事項について変更があった場合、速やかに競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届(様式第4号)を知事に届け出るものとする。

- (1) 商号又は名称
 - (2) 住所(所在地)
 - (3) 代表者
 - (4) 印鑑
 - (5) 電話番号
 - (6) 契約の種類
 - (7) 営業品目
 - (8) 受任者
 - (9) その他必要な事項
- 2 前項に定める変更届の届け出先は、県庁会計局契約・検査課とする。
- 3 知事は、届出事項を確認の上、競争入札参加資格者登録名簿の変更を行う。

(競争入札参加資格の取消し等)

第 11 知事は、競争入札参加資格者が施行令第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当したとき又は提出書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、当該資格を取消すものとする。

2 知事は、競争入札参加資格者が施行令第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当した場合は、3 年を限度として競争入札への参加を停止させることができるものとする。

なお、競争入札への参加の停止に必要な事項は別に定める。

3 知事は、前 2 項による競争入札参加資格の取消、又は停止を行った旨を対象者及び予算執行者へ通知するものとする。

(業者以外の者又は物件の売払いの入札に参加する者の資格)

第 12 第 2 のただし書で規定する者に係る競争入札参加資格は、その入札に付そうとする予算執行者が、入札の公告又は入札の通知の中に条件として記載するものとする。

2 前項に規定する資格の申請は、第 5 に規定する手続きに準じて取扱うこととし、その入札の条件として定めた競争入札参加資格の内容により、一部の手続きを追加又は省略することができるものとする。

(随意契約における資格の準用)

第 13 競争入札参加資格は、広く見積書の提出を求める随意契約において、準用することができるものとする。

(その他)

第 14 この要領に定めるもののほか、競争入札参加資格に関する事務の取り扱いについて必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成 28 年 11 月 9 日に施行し、平成 29 年 4 月 1 日から付与する資格の申請に適用する。

2 この要領は、平成 30 年 11 月 9 日に施行し、平成 31 年 4 月 1 日から付与する資格の申請に適用する。

(競争入札参加資格審査の実施の特例)

3 第 3 第 1 項の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日までの定期審査は行わず、令和 3 年 4 月 1 日以降に実施するものとする。

なお、令和 3 年 3 月 31 日までの間、等級区分の上昇が見込まれる者については、申請により再審査及び等級区分の再付与を行うものとする。

この附則は、令和 2 年 8 月 28 日に施行する。

4 この要領は、令和 3 年 10 月 4 日に施行し、令和 4 年 4 月 1 日から付与する資格の申請に適用する。

別表第1

等級区分	契約の種類及び 予定金額	契約の予定金額		
		製造の請負	物件の買入れ	その他の契約
A		制限なし	制限なし	制限なし
B		1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
C		300万円未満	300万円未満	300万円未満

別表第2 項目別審査基準

(1)

営業年数		数値
区	分	
30年以上		5
20	〃 ～30年未満	4
10	〃 ～20	3
5	〃 ～10	2
5年未満		1

(2)

従業員数		数値
区	分	
50人以上		10
30	〃 ～50人未満	8
20	〃 ～30	6
10	〃 ～20	4
10人未満		2

(3)

純資産		数値
区	分	
5億円以上		15
1	〃 ～5億円未満	12
500万円	〃 ～1億円	9
1円	〃 ～500	6
1円未満		3

(4)

年間売上高		数値
区	分	
5億円以上		60
3	〃 ～5億円未満	55
1	〃 ～3	50
5,000万円	以上～1	45
5,000万円未満		40

(5)

流動比率		数値
区	分	
120%以上		10
100	〃 ～120%未満	8
80	〃 ～100	6
60	〃 ～80	4
60%未満		2

(6)

製造設備等の額		数値
区	分	
5,000万円以上		15
3,000	〃 ～5,000万円未満	12
1,000	〃 ～3,000	9
500	〃 ～1,000	6
500万円未満		3

(注) 製造の請負の資格を申請する業者に限る。

(7) 信州企業評価項目（長野県内に本店を有する業者に限る。）

ア

品質確保の状況	
区分	数値
ISO9000シリーズの認証取得	2

イ

環境配慮の状況	
区分	数値
ISO14000シリーズの認証取得又はエコアクション 21 若しくは地域版環境プログラム(南信州いいむす 21 等)の認証登録	2

ウ

障がい者の雇用の状況	
区分	数値
障がい者の法定雇用率達成	2
障がい者の雇用（雇用義務のない業者に限る）	

エ

労働環境の状況	
区分	数値
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、かつ、育児・介護休業法に基づく休業等制度を就業規則に規定（従業員 100 人以下の業者に限る。）	1
「社員の子育て応援宣言!」の登録	1
申請日直前 4 年間に育児又は介護休業を 20 日以上取得した実績（平成 26 年 10 月 1 日以降は、就業している日数が各給付金支給単位期間（1 ヶ月ごとの期間）ごとに 10 日（10 日を超える場合は就業していると認められる時間が 80 時間）以下である場合）、若しくは、「職場いきいきアドバンスカンパニー」の認証	1
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 100 人以下の企業に限る）	1

オ

地域貢献の状況	
区分	数値
消防団協力事業所表示制度の認定	2

カ

SDGs の取組の状況	
区分	数値
長野県SDGs推進企業登録制度の登録	2

別表第 3 等級の区分

等級	総合審査数値	
	製造の請負	物件の買入れ及びその他の契約
A	92 点以上	80 点以上
B	69 点以上 92 点未満	60 点以上 80 点未満
C	69 点未満	60 点未満

別表第4

営 業 品 目 区 分 表

【製造の請負・物件の買入れ（大分類1～13）】

【その他の契約（大分類14）】

大 分 類		中 分 類		大 分 類		中 分 類		大 分 類		中 分 類	
番号	種 別	番号	種 別	番号	種 別	番号	種 別	番号	種 別	番号	種 別
1	貴金属・工芸品	1	時計・貴金属	8	車両・船舶類	1	自動車	14	その他の業務	1	建物清掃
		2	美術工芸品			2	バイク・自転車			2	その他清掃
		3	パッチ・カップ			3	特殊自動車			3	廃棄物運搬・処理
2	教材・楽器・運動用品・娯楽用品	1	学校・教育用品			4	航空・船舶関係			4	警備・受付
		2	楽 器			5	その他車両関係			5	電気・冷暖房保守
		3	運動用品	9	印刷・出版・製本	1	一般印刷			6	通信施設保守
4	娯楽用品	2	地図印刷			7	エレベーター保守				
5	図 書	3	複 写			8	消火設備等保守				
3	文具・事務用品・事務機器	1	文具・事務用品	4	製 本	9	その他保守				
		2	事務機器	10	繊維製品	1	被 服				
		3	情報処理機器			2	寝 具				
		4	印 章			3	幕 ・ 旗 類				
		5	紙 類			4	その他繊維製品				
4	家具・装飾品	1	家 具	11	皮革・ゴム・樹脂製品	1	ゴム・樹脂製品			10	下水道等維持管理
		2	室内装飾品			2	保 安 用 品	11	樹木保護管理		
		3	舞台道具			3	その他樹脂	12	害虫駆除		
5	薬 品	1	医 薬 品	12	工 事 用 材 料	1	鋼 材	13	調査業務		
		2	医療衛生材料			2	セメント等	14	調 査 業 務		
		3	その他の薬品			3	骨 材	15	リ ー ス		
6	機 械 ・ 機 器	1	理化学機器			4	建 材	16	レ ン タ ル		
		2	医療衛生機器			5	工 事 用 材 料	17	情報関連業務		
		3	光学機器			6	常 温 合 材	18	映画・ビデオ製作		
		4	計測機器			7	凍 結 防 止 剤	19	広 告 ・ 宣 伝		
		5	写真用機材			8	その他工事資材	20	旅 行 業		
		6	産業機械類	13	その他の物品	1	雑 貨 品	21	運 送 業		
		7	電気機器			2	ガラス・陶器・漆器	22	ク リ ー ニ ン グ		
		8	通信機器			3	食 料 品	23	給 食 業 務		
		9	家庭電化製品			4	動 物 ・ 飼 料	24	医 療 事 務		
		10	防災機器			5	植 物 ・ 肥 料	25	写 真 撮 影		
		11	空調・冷暖房機器			6	看 板	26	デ ザ イ ン		
		12	厨房機器			7	写真・記録媒体	27	企 画 ・ イ ベ ン ト		
		13	介護用機器			8	模型・標本類	28	保 険 業		
		14	その他の機器			9	啓 発 物 品	29	労 働 者 派 遣 業		
7	燃 料	1	石油製品			10	鳥獣被害対策	30	研 修 企 画 運 営		
		2	ガ ス 類			11	その他物品	31	企 画 ・ 計 画 等 業 務		
		3	電 気			32	そ の 他				
		4	その他の燃料								